

第五部

第二回参議院文教委員會會議錄第二号

(三三三)

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

委員の異動

六月十一日(金曜日) 委員羽仁五郎君、辭任につき、その補欠として藤田芳雄君を議長において選定した。

本日の會議に付した事件

○教育勅語の失効確認に関する決議案に関する件

○教科書の発行に関する臨時措置法案(内閣送付)

○日本學術會議法案(内閣送付)

○学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午前十四時四十二分開會

○委員長(田中耕太郎君) それでは文教委員會を開會いたします。今日の議事日程は、教科書の発行に関する臨時措置法案(予備審査のための議案)、日本學術會議法案(予備審査のための議案)、学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(予備審査のための議案)、初めに御報告なり、又お諮り申上げたいことがござい

ます。それは教育勅語の失効確認に関する決議案は、如何にして本會議に上程するかという問題でございまして、この点につきましては前回の衆議院との関係もあるし、委員長で以て然るべく取計らうようにということでござい

ます。いろいろ考えまして、衆議院の方では各派共同提案の形で以て行くようでございます。従つてこちらもさう

うにいたしましたらどうかと思ひます。議長をどういうふうにいたしましたらよい

かということでございます。私自身の考えましたところでは、文教委員の方

方全部が発議者になつて頂くのが適當ではないかと存じます。この問題は、

委員會自体として審議して参つたわけではございせん。そのために打合會の形式を取つて参つたのでござい

ます。實質上は、この問題については委員の方々が一番詳しいのでござい

まして、従つてさうな意味で發議者になつて頂く、ただ併しその中から各派の

會派の内部で以て賛成演説をされる方が出て来るだろうと思ひますし、又委

員の方々が一番賛成演説をなさるのに適當だから、自然にさういうことに

なりはしないかと思ひます。さうな場合には、發議者と賛成演説をされ

る方とは、これは兼ねることができな

いわけでありまして、この發議者の中から除くというふうにいたしましたらど

うかと思つております。如何なもの

でございましょうか。

○左藤義詮君 發議者は何名必要なん

ですか。

○委員長(田中耕太郎君) 別に制限はないように思ひます。

○左藤義詮君 各派一名じゃいけませんか。

○委員長(田中耕太郎君) 少しのものと

ございまして、多いのもござい

ます。○左藤義詮君 各派一名でいけませんか。

○委員長(田中耕太郎君) 各派一名に

限るかとおつしやるのですか。

○左藤義詮君 そうすると賛成演説の

ときに便利ですがね。誰が賛成演説する

か党へ持ち帰らんと決まりませんで

す。

○委員長(田中耕太郎君) 發議者は一

人でもよいやうです。

○左藤義詮君 委員長一人で如何です

か。

○委員長(田中耕太郎君) 各派共同提

案ということになりますと、やはり發

議者は少くとも各派網羅するといふよ

うなことで……

○左藤義詮君 各派一名くらいにして

置きますと、演説するときに便利で

すね。そうでないと各派へ持ち帰つて決

めなければならん。今日決まりません

ね。

○委員長(田中耕太郎君) 実は印刷の

都合からいって早く印刷しなければ

なりませんので、發議者の中から賛成演

説者を又訂正で以て除くという不便が

あるのです。かような点で若しここ

で決めて頂ければ非常に都合がいいわけ

であります。併しこれは各派のやほり

の内部でお決めになるのが、各派共同

提案の趣旨からいって適當と思われ

ますので、ただ大分事を急いでおり

ますから、一應さういふふうに願つて、後

で賛成演説をなさる方を除くというの

は、印刷の訂正等を要しますので困

ります。印刷の訂正等を要しますので困

ります。印刷の訂正等を要しますので困

ります。印刷の訂正等を要しますので困

ります。印刷の訂正等を要しますので困

まして、いわゆる見本の洪水ともいわれる程、各学校に対してそれ／＼見本を多数に送り付けて競争をいたしておつたような状態であつたのであります。今日のこの紙の状況から見まして、亦新たに検定制度を開きまして、その健全なる発達を希望するといふような点から考えまして、こうした見本について紙を多量に使用する、或いは又業者の間において激甚なる競争を招くといふことは、極力回避しなければならぬ、こういうような趣旨に立ちまして、需要供給の調整を考えたのであります。それに關しまする規定は、大体第四條から第九條に至ります間に規定されておるのであります。

即ち先ず教科用圖書を發行しようとする業者は、文部大臣の指示する時期に文部省にその發行の書目を届出る。これから始まるわけでありまして、これは第四條の規定であります。

次に、第五條におきまして、各都道府縣知事は、文部大臣の指示する時期に各都道府縣において、教科用圖書の見本展示会を開かなければならないといふことになっておるわけでありまして、第六條の規定によりまして、文部大臣は届出を受けました教科圖書の書目を目錄に調製いたしました、これを都道府縣を通じて各学校に送付いたしますのであります。各学校当事者は、この目錄によりまして、明年度如何なる教科書をそれ／＼の学校において使うかといふことを、大体の見当をつけるのであります。更に教科書の内容、体裁、実質を十分検討いたしましたので、今申しました見本展示会の制度であるのであります。都道府縣知事が

開催いたします見本展示会に對しましては、各出版者は教科書の見本を送り付けることが出来るのであります。各学校の校長その他教員の方は見本展示会に出まして、親しく教科書を一覽して、それ／＼の学校で使います教科書を決定しまして、教員数、生徒数に即した需要数を添えて縣廳に申込むわけでありまして、縣廳におきましては、第七條の規定によりまして、教科書の需要数を集計いたします。それを文部省に送りまして、文部省においては、第八條の規定によりまして、各教科書毎に需要数を計算決定いたすわけでありまして、そして用紙の事情と脱み合せまして、それ／＼發行部数を業者に對して指示いたします。かくのごとき方法によりまして、一方学校の側におきましては、自分の教育方針に則りまして、好める教科書を選択する自由が與えられますし、又これに對しまして、用紙の事情に即して無駄のない紙の割當ができ、需要供給の調整が図られるといふような趣旨の規定を設けたわけでありまして、

第九條の規定を設けましたわけは、この需要数の集計から發行数の指示に至ります間において、多少調整を必要とすることがあり得る。例えば需要数を集めたところが、余りに少くて、發行するに非常に経済的に不利であるために、發行者において辞退するといふような、それ／＼の場合を考慮いたしまして、發行数の指定を別の發行者にすることを考慮いたしましたのであります。これも、飽くまでも需要者の希望に即した方法を以ていたすことになしたておるわけでありまして、次に、第一條の目的の中にあります

發行を迅速確実にするという点であります。が、一般の圖書と異なりまして、賣れるところで賣つてしまふといふのではないので、發行者におきましては、山間僻地の学校と雖も、所要数を確實に所要の時間までに供給しなければならぬ責任を持つべきであるといふような趣旨からいたしまして、第十條の規定を設けました。發行の指示を受諾した者に、教科書を發行する義務、供給する義務を負わせておるわけでありまして、更にこれを確保する意味におきまして、第十二條以下の規定があります。つまり、發行者から一定額の保証金を文部省が取りまして、義務違反の場合においては、この保証金を沒收することに於て、その義務を確保いたしておるわけでありまして、更に又教科用圖書が一般の圖書と異なりまして、教育上非常に必要欠くべからざるものであるといふような点から考えまして、その定價につきまして、第十一條の規定によりまして、文部大臣の認可を受けしめることになしたておるやうなわけでありまして、

以上の諸規定を綜合いたしましたので、ここに今日の用紙の困難な情勢下において、検定制実施の趣旨に即し、教科書の自由選択の十分行い得るやうな目的の下に、この法規を整備いたしましたやうなわけでありまして、

只今申し上げましたように、これは今日用紙について割當制度があり発券制度があるといふやうな状況下に、止むなく講じた手段でありますので、飽くまでも、これは臨時的の性質を持つたものであるといふやうな観点からいたしまして、これを臨時措置法といたしたやうな次第でございます。以上概略

この法律の性格及び内容を御説明申し上げます。尚御質問によりましてお答え申上げたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 只今の提案理由なり細目の説明につきまして御質問が、ちよつとお語りいたしますが、尚外の法律案につきまして、一應提案理由の説明を聴き、それから質疑に移りますか、それともこの教科書の發行に關する臨時措置法案につきましての質疑に入りますか、如何でありますか。

○粕本康治君 一つずつの方がよいと思ひます。何回も説明を聴いておると、どれを聴いていいか分らなくなつて来る。

○木内キヨウ君 私は他の委員会の關係もあるので、ずつと初めに何つて置きたい。

○岩間正男君 これは今日大体概略のことを聴いて審議に當るわけでありまして、そういう關係から、極めて先に伺つておとに質問したいと思ひます。

○粕本康治君 沢山説明を聴きますと、頭の特別によい人は別といたしまして、これだけの法案一つでもあれだと思ひますから、私は説明を一つずつして、一つずつ片付けて行く方が、實際親切なやり方であると思ひます。それでこの法案はこの法案だけで聴くところは聴き、それから又次に移るといふふうにして頂きたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御意見はございませんか。

○藤田秀雄君 法案の説明を只今直ぐ聴きまして、直ぐに質問する程頭がよくないので、一應説明を聴きまして、それを本にして尚法案をよく研究してから質問に移つた方がよいかと思ひます。

すので、大体三つばかりだから概略法案の説明をお聴かせ願つて、あとはもう少し研究の後質問に移る方が安当だと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 討論をやつて今日片付けるといふ意味から、一つ一つやつてもよろしいと思いますが、併し大体文部當局の方でもこれが概略の説明だけの意味で出席しておられるのでございまして、私自身今後大体さうなつもりであるので、今日議題に書いたのも一應の説明といふやうな趣旨で……。

○粕本康治君 結構です。

○委員長(田中耕太郎君) そういふつもりですが、ではさういいたします。次に、日本學術會議法案(予備審査のための議案)につきまして、文部當局の説明をお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣(森戸辰男君) 日本學術會議法案について提案理由を御説明申し上げます。

本法案の規定いたします日本學術會議は、内閣の所轄に属することが予定されておるのでありますけれども、設立の準備事務を文部省に委託されたので、その關係から私が御説明をするることになつておるのであります。さて、敗戦後の我が國が貧困な資源、荒廢した産業施設等の悪條件を克服して、文化國家として再建すると共に、世界平和に貢獻し得るためには、是非とも科學の力によらなければならぬことは申すまでもございせん。從來我が國の學界を顧みますと、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少いとは言ひ得ないに拘わらず、そ

の、今申しました見本展示会の制度であるのであります。都道府県知事がたしておるわけでありまして、次に、第一條の目的の中にあります

しまして、これを臨時措置法といったような次第でございます。以上概略

それを本にして尚法案をよく研究してから質問に移った方がいかと思ひま

の研究においては優れた成果が必ずしも少いとは言ひ得ないに拘わらず、そ

の有機的、統一的な発達に十分でなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、更に科学永遠の進歩に寄與し得るような体制を欠いていたことは、科学者みずからによつて指摘せられていたことでもあります。ここに於いて我が國従来の學術体制に再検討を加え、全科学者の緊密な連絡協力によつて、科学の振興発達を國の行政、産業及び國民生活に科学を反映滲透させる新組織を確立することが、科学振興の基本的な前提となるのであります。言い換へれば、科学者の總意の下に、我が國科学者の代表機関として、このような組織が確立されて、初めて科学による我が國の再建と、科学による世界文化への寄與とが期し得られるのであります。この法案制定の理由は、右のような役割を果し得る新組織、即ち科学者みずからの自主的団体たる日本學術會議を設立するにありするのであります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、先ず日本學術會議設立の趣旨を明らかにいたしましたために、只今申し上げます。次に本文に附せられているのであります。次に本文に入りましては、第一章に日本學術會議を法律により設立することを明記し、その目的とするところを掲げました。第二章におきましては、日本學術會議が政府の諮問的、審議的機関としての性格を有するが、その活動は飽くまで科学者の自主性、独立性に基いて行われることを明記して、その職務及び権限を諷いしました。第三章、第四章及び第五章におきましては、日本學術會議は、一定の資格を有する全国の科学及び技術の研究者によつて選挙される会員を以て民

主的に組織されること、その他日本學術會議の構成、その會議等について規定いたしました。次に第六章以下におきましては、日本学士院を碩學優遇の榮譽機関としての性格を明らかにし、日本學術會議に含めしめること、學術研究會議は、その機能が日本學術會議に吸収されるから、これを廃止すること等を示しました。

以上本法案制定の理由、性格並びに内容の概略を御説明申し上げたのでございますが、この法案は、我が國の新學術体制の立案、企画を目的として、昨年八月全國科学者の民主的選挙によつて選出された委員百八人を以て結成せられました學術體制刷新新委員会におきまして、約七ヶ月に亘り慎重審議を重ねて成案を基といたしまして、殆んどこれを變更することなく、政府において立法化したものであります。この意味におきまして、本法案は我が國科学者の總意を反映して民主的に立案された眞に歴史的なものと稱し得るのであります。日本學術會議の成立は、全國科学者の切望するところであると信じます。何とぞ慎重審議の上、御協賛あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田中耕太郎君) 更に本法案の細目につきまして、清水科学教育局長の御説明を聴取いたしたいと思ひます。

○政府委員(清水勲二君) 只今大臣から大體の提案理由の御説明がございましたが、尙補足する意味におきまして、從來の経過と重要な点とを御説明申し上げたいと思ひます。

終戦後、日本の學術振興の團體といひまして、帝國學士院、學術研究会

議、日本學術振興會と三つの團體が残つたのでございましたが、これらの團體を終戦後最もよい形に改組するといふことが各方面から提議されまして、文部省といたしまして、改組準備委員會を設けまして研究いたしましたのでございますが、總司令部の方面から、日本の學者には相当有力な人がおられながら、どうも成果が十分に挙がらないといふことは、結局制度が悪いのであらう、何とか民主的な、そうして若い人も隠れた學者も、すべての人が學術上に十分研究し得る制度を作りたい。こういう意向が強く反映されました。長い討議の結果、昨年八月二十五日に學術體制刷新新委員会といふものが生れました。これに對しましては米國から學術顧問團の派遣がありまして、學術體制の刷新に對して忠告を與へられたのであります。爾來大臣の御説明のごとく七ヶ月以上、總會を開くこと八回に及びまして、本法案の骨子が決定されたのでございます。學術體制刷新新委員会そのものも世話人会を設けまして、全國から科学者の代表者を選挙いたしました。選挙の結果によつて百八名を選びまして、民主的な形においてこの學術體制の刷新を協議いたしましたのであります。その結果生れましたのが本法案でございます。この法案に盛り込まれた内容は、日本學界の最高の審議機關又諮問機關といたしまして、日本學術會議を設け、又日本學術會議が學界の代表機關として内外に臨むことにされたのであります。その所管は内閣總理大臣の所轄となりますけれども、日本學術會議自体は自主的にその職務を行うことが規定されておるのであります。科学に關する重要事

項は本會議を通して行われることになつておるのであります。

その組織といたしましては、會員は全國の科学者から選挙によつて選ばれ、その数に對しまして、その會員たる資格について規定してあり、又選挙方法について規定があるのであります。學術の部門を七つに分けまして、各部門三十人ずつ二百十人を以て構成することになつておるのであります。この會議が日本學界の代表機關であり、最高の審議機關及び諮問機關であるという性格から、從來存した團體はその會議に包括し、或いはその中に發展解消いたしました。この日本學術會議一本を以て學界のことを處理して行くといふように規定されておるのであります。従來の學術研究會議は、その性格が全く同一でありますので、その中に發展解消し、日本學士院は碩學優遇の府といたしまして、日本學術會議の中に含めて置くことになつたのであります。この点につきましては、日本學士院の會員の選挙等について多少問題がございますけれども、本法案が、全國から選ばれた科学者の總意であり、日本學術體制刷新新委員会において決定せられたところでありまして、その總意を尊重いたしまして、學術體制刷新委員會の決定の通りに法案が提出されておるのであります。

尙本法案が國會を通過いたしますれば、直ちに選挙に着手いたします。日本學術會議の設立は、來年一月二十日に創設される予定になつておるのでございます。尙細かいところにつきましては、御質問に應じましてお答えいたしたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 次に、第三

の議題でございますが、学校教育法及び義務教育費國庫庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための議案)につきまして、文部大臣から提案理由を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(森戸辰男君) 学校教育法及び義務教育費國庫庫法の一部を改正する法律案について提案理由を大略御説明いたします。

第一條は学校教育法の一部改正であります。先ず「大學設置委員會」を「大學設置審議會」に改めましたのは、國家行政組織法の施行に伴ひまして、「委員會」なる名称は合議制の行政機關を意味することに成り、諮問的又は調査的なものは審議會又は協議會等と呼ばれることになつたからであります。従つて諮問機關としての大學設置委員會の名称を大學設置審議會に改めた次第であります。第八十六條を削除いたしましたのは、地方自治法の施行に伴うものであります。第九十三條及び第九十六條第二項中、「勅令」を「政令」に改めましたのは、新憲法の施行に伴うものであります。第九十三條の改正は、盲学校及び聾学校の小学部の第一学年の義務制施行に關する規定であります。

盲学校、聾学校及び養護学校における就學義務等の施行期日につきましては、学校教育法第九十三條但書の規定によりまして、勅令で定めることになつておりますが、この規定に基きまして、去る四月七日の政令第七十九号で、盲学校及び聾学校の小学部の義務制が施行されたのであります。併しながら校舎、設備の整備、教員の養成、学年進行等の關係から小学部六年の義務制

を一律に実施することが困難でありますので、ここに学校教育法第九十三條を改正いたしまして、本年度においては、小学部の第一学年のみを義務制とし、明年度以降におきましては政令でこれを定めることにいたしました。が、明年度以降義務制は一年ずつ逐年的に進行させたいと考へておる次第であります。

第二條は義務教育費國庫負担法の一部改正であります。

改正の第一点は盲学校、聾学校の義務制の施行に伴ひまして、都道府縣において要する教員の俸給等の半額を國庫において負担することとした点であります。

第二点は、從來都道府縣に対して予算上の措置としての補助をいたして参りました扶養手当及び勤務地手当につきまして、その半額を國庫において負担することを法律に明記いたしました点であります。

第三点は、從來主として市町村負担でありました退官退職手当、日直手当及び宿直手当の額が最近非常に増額され市町村に對し過重な負担となつておりますので、別に御審議をお願いいたします市町村立学校職員給与負担法により、都道府縣の負担に改めると共に、その半額を國庫において負担することとし、地方財政の負担の軽減を図ることとした次第であります。

次に、國庫負担の対象となる学校職員の範囲、定員及び給與の額を政令で定めることといたしまして、定員定額制を採ることを明示した次第であります。最後に附則におきましては、この法律が四月一日に遡つて適用されること

を明らかにいたしました。が、大學設置委員会の名称変更のみは、前に申し上げました理由で、國家行政組織法施行の日から施行することといたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに議決下さるようお願いいたします次第であります。

○委員(田中耕太郎君) 予定せられました二つの法案につきまじの提案理由の説明なり、又その補足につきまじは以上を以て終りまして、次にこれらの法案を如何にして審議して参りますかということにつきましてお諮り申上げたいと思ひます。と申しますのは或いは小委員会を設けずるか、或いは又本委員会を以て直接に処理するかという点でございしますが、さうな点につきまじ御意見を承らるゝて頂きたいと思ひます。

○堀越正男君 別に小委員会を設けず、この委員会で審議を進めて行かれるようにしたら如何でございしますか。

○委員(田中耕太郎君) 堀越君から御意見がございしましたが、その点につきまじ如何でございしますか。

○堀越正男君 今会期もあと延長がありまじても半ヶ月しかないやうな情勢になつてゐると思ひます。大體政府の提出法案の内容について事前にもう少しの／＼聞きまして、その上にやはり今後の審議の方法を立てて置かないといふやうなまじいのではないかと思ひますから、その点で若しできましたらもう少し御説明を伺ひたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) と申しますのは非常に法案の数が多いうことであらば……。

○堀越正男君 予定された法案の数が

多いと、果してこれを並行的に本委員会だけでやつて行けるかどうかという見当がつかないと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) その点につきまじ、今会期中において提出されるやうな法案は大體どのくらいの数になりますか。文部當局に伺ひたいと思ひます。

○左藤義詮君 その前に……。

本院運営委員会ではこの間法制局長官と呼びまして、大體六月十日までに提出されなかつた法案については審議の責任を負わないといふことを決めてゐるのであります。この法案はすでに六月十日を超えて今日出されてゐるのであります。その点について文部省としては政府にちやんと釘が差してゐるのでありますからして、どういふやうにお考えになつておられますか。審議終了になつてゐると思つておられるのか。只今の御説明の中には遅れたことについての御説明はなかつた。その点を明らかにして頂きたい。今岩間委員からもお話があつたやうに、外の法案との関係もありまじうで、地方教育委員会法とか、私立学校法とか、重要なものについて、いつお出しになるのか、或いはこの國會にお出しになるのか、その点についても併せて御説明願ひたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎君) 六月十日までに法案は提出しなければならぬといふ運営委員会の決めがあると思ひます。さうな点との関係及びその他の点について……。

○政府委員(稲田清助君) 只今文部省関係における提出見込の法案についてお話がございしましたが、差当り今手続を運んでおりますのは、教育委員会法

案と教育公務員法案、それから文部省設置法案の三つでございまして、いろいろの関係がございまして手続が運びつゝあるやうな状態でございますから、御了承願ひます。

○委員(田中耕太郎君) それでは比較的大きな法案としては三つだけですか。

○政府委員(稲田清助君) 今度提出いたしますのは三つだけでございます。學術會議法案は十日までに提出しております。

○堀越正男君 今後の提出予定ですね、これについて承わりたい。

○政府委員(稲田清助君) 速記を止めたい。

○委員(田中耕太郎君) 速記を止めたい。

○委員(田中耕太郎君) 速記を止めたい。

○左藤義詮君 六月十日というのは会期延長の期限を政府が申出があつたときに、運営委員会でお出しになることは政府の勝手だが、それ以後にお出しになつたものについては、審議の責任を負わないといふことになつてゐるのでありますから、その点關係として文部大臣に、今お出しになつた法案、或いは今後にお出しになる見込の法案に對して、どういふやうな所見をお持ちになつてゐるか伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(森戸房房君) お答え申し上げます。法案の提出につきましては運営委員会のお話に承つておりました。私共最善の努力をいたしまして、その期日に間に合ふやうに努めておつたのでありますけれども、いろ／＼な事情

でその期日に提出ができません事態にあつたのであります。この点については甚だ遺憾に存じております。が、併し問題になつております法案は、いづれも極めて重要な法案でありまして、私共の予期するがごとき期日に提出できませんでしたけれども、この点は甚だ遺憾に存じておりますが、法案の重要性に鑑みまして、私共は國會におきまじても事情御了承の上御審議頂きたいと念願いたしておる次第でございます。

○左藤義詮君 教育委員会法に關連いたしまして私立学校法といふものをお出しになる御意思があるかどうか、それとの連関を考慮しなければ、教育委員会法といふものの審議が十分でないと思ひますが、その点について政府の御所見を承つて置きます。

○政府委員(飯本幸四郎君) お答え申し上げます。私立学校法につきまじは本議會に提出する予定を以てまじしていろいろ研究を進めておつたのでございしますが、只今のところ本議會には到底間に合はなかつたと存じておる次第でございします。ただ教育委員会法との關係におきましては、私立学校法が後に出ますれば、これによりまして私立学校に關する行き方を徹底するつもりでございまして、その点は教育委員会法とは關係なく私立学校の方は独自の法律で考へてよいのではないかと考へております。

○左藤義詮君 私立学校は独自の法律でいいというお話であります。聞くところによりまじと、私立学校も地方の教育委員会の管理の下に置かうといふ文部省が原案を持つておられるのであります。が、さうにいたしますと私

最後に附則におきましては、この法律が四月一日に遡って適用されること

である。○岩間正男君 予定された法案の教

がございまして、差当り今手続を運んでおりますのは、教育委員会法

でありまして、いろいろな事情

り文部省が原案を持つておられるのであります。さういいますと私

立学校総連合などで考えております行方と大分違つて来るのであります。教育委員会法だけを先に決めてしまつて、私立学校法はそのときにできた教育委員会の管理の下に加えるというこ

法だけが出まして、私立学校法が出ませんと、所管の点が不明瞭になりますので、暫定的には教育委員会との関連が出て来ると思ひますけれども、成るべくこれは速かに私立学校法を設けま

今日の委員会は私は開かれたと思ひのであります。今の十日まで運営委員会云々、私立学校法云々というこ

りになる方は御発言願ひたいと思ひます。○堀越義郎君 重ねて私の意見を申述べますが、非常に日にちも迫つておりますので、できるだけ慎重に、早い

ば、小委員会が決まつたことはこの文教委員会では是認するという前提がなければ……第一回のときに小委員で決まつたことを、ここで根本的に壊しまして、又改めてやりましたので、時

とについては、相当考えなければならぬ点が多いのであります。これは両方勘案しなければ、私は審議ができません。教育委員会法だけ先へお出しになつて、私立学校法は別になさるということについて、私共は審議の上において非常な不便を感じ

○岩間正男君 さつき文部大臣の説明がありまして、大體議院運営委員会では十日というやうなことを一應の念を押しておるのであります。文教委員会におきまして、大體その

○委員長(田中耕太郎君) 只今堀越君の御発言に對しまして、御異議はあり

○委員長(田中耕太郎君) 只今堀越君の御発言に對しまして、御異議はあり

○鈴木憲一君 今鈴木さんの言われたのは、私としては少し無理だろと思ふのです。小委員会が決めたことを、全体委員会で異議なく是認することを前提としてやるといふことはどうかと思ひます。やはり岩間君が先程言われたやうに、出て来るものについて、その重要度によつて、そのときに委員会で小委員会を設置するかどうかという

○政府委員(坂本幸弘君) お答え申し上げます。お尋ねの御趣旨の通り、私立学校法と教育委員会法とはできるだけ同時に提出したいというつもりで準備をしておつたのであります。只今私立学校法の内容につきまして、私立学校総連合とお打合せをいたしておるやうな次第であります。この議案に間に合はないやうになつたのであります。ただ一應教育委員会法におきましては、私立学校の方は外してあるものであります。この私立学校と教育委員会との關係につきましては、十分私立学校の立場を考慮いたしまして、將來私立学校法で決めて参りたい。ただ暫定的にはこの私立学校は、教育委員会

○岩間正男君 予定された法案の教

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○鈴木憲一君 今鈴木さんの言われたのは、私としては少し無理だろと思ふのです。小委員会が決めたことを、全体委員会で異議なく是認することを前提としてやるといふことはどうかと思ひます。やはり岩間君が先程言われたやうに、出て来るものについて、その重要度によつて、そのときに委員会で小委員会を設置するかどうかという

○政府委員(坂本幸弘君) お答え申し上げます。お尋ねの御趣旨の通り、私立学校法と教育委員会法とはできるだけ同時に提出したいというつもりで準備をしておつたのであります。只今私立学校法の内容につきまして、私立学校総連合とお打合せをいたしておるやうな次第であります。この議案に間に合はないやうになつたのであります。ただ一應教育委員会法におきましては、私立学校の方は外してあるものであります。この私立学校と教育委員会との關係につきましては、十分私立学校の立場を考慮いたしまして、將來私立学校法で決めて参りたい。ただ暫定的にはこの私立学校は、教育委員会

○岩間正男君 予定された法案の教

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○鈴木憲一君 今鈴木さんの言われたのは、私としては少し無理だろと思ふのです。小委員会が決めたことを、全体委員会で異議なく是認することを前提としてやるといふことはどうかと思ひます。やはり岩間君が先程言われたやうに、出て来るものについて、その重要度によつて、そのときに委員会で小委員会を設置するかどうかという

○政府委員(坂本幸弘君) お答え申し上げます。お尋ねの御趣旨の通り、私立学校法と教育委員会法とはできるだけ同時に提出したいというつもりで準備をしておつたのであります。只今私立学校法の内容につきまして、私立学校総連合とお打合せをいたしておるやうな次第であります。この議案に間に合はないやうになつたのであります。ただ一應教育委員会法におきましては、私立学校の方は外してあるものであります。この私立学校と教育委員会との關係につきましては、十分私立学校の立場を考慮いたしまして、將來私立学校法で決めて参りたい。ただ暫定的にはこの私立学校は、教育委員会

○岩間正男君 予定された法案の教

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○鈴木憲一君 今鈴木さんの言われたのは、私としては少し無理だろと思ふのです。小委員会が決めたことを、全体委員会で異議なく是認することを前提としてやるといふことはどうかと思ひます。やはり岩間君が先程言われたやうに、出て来るものについて、その重要度によつて、そのときに委員会で小委員会を設置するかどうかという

○政府委員(坂本幸弘君) お答え申し上げます。お尋ねの御趣旨の通り、私立学校法と教育委員会法とはできるだけ同時に提出したいというつもりで準備をしておつたのであります。只今私立学校法の内容につきまして、私立学校総連合とお打合せをいたしておるやうな次第であります。この議案に間に合はないやうになつたのであります。ただ一應教育委員会法におきましては、私立学校の方は外してあるものであります。この私立学校と教育委員会との關係につきましては、十分私立学校の立場を考慮いたしまして、將來私立学校法で決めて参りたい。ただ暫定的にはこの私立学校は、教育委員会

○岩間正男君 予定された法案の教

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○委員長(田中耕太郎君) 速記を止め

○鈴木憲一君 今鈴木さんの言われたのは、私としては少し無理だろと思ふのです。小委員会が決めたことを、全体委員会で異議なく是認することを前提としてやるといふことはどうかと思ひます。やはり岩間君が先程言われたやうに、出て来るものについて、その重要度によつて、そのときに委員会で小委員会を設置するかどうかという

○委員長(田中耕太郎君) 先程岩間君が提案されましたように、現在出ましたこの法案を全体の委員会に進めて行つて、そのして情勢によつて、更に小委員会を設ける必要があれば設けるということにして、現在のところではこのままで進んで行かれたら如何かと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 今朝越君が最後に御発言になつた点は、どんなにもそれに関する限りは御異存ないと思ひます。大法案で、特に小委員会を設けて審議する必要がある、又小委員会の決議の結果を本委員会はどういうふう

に処理するかという問題は、これはそのときに更に又御検討願ふことにいたしまして、当分、少くとも今出しておりますような三つの法案につきましては、小委員会を設けなくて、早速質疑なり又討論に取り掛かるということにして進めたいと思ひますが、それでよろしいと思ひますか。

○委員長(田中耕太郎君) それではさうな方針で進めたいと思ひます。これで今日の委員会を散会いたしたいと思ひます。

午前十一時五十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 岩間 正男君

委員

梅津 錦一君
小泉 秀吉君
若木 勝蔵君
左藤 義詮君
中山 壽彦君
木内キヨウ君

仲子 隆君
安部 定君
岩本 月洲君
鈴木 憲一君
堀越 儀郎君
藤田 芳雄君
國務大臣 文部大臣 森戸 辰男君
政府委員 文部事務官 鎌木 亨弘君
文部事務官(学校教育局次長) 清水 勤二君
文部事務官(科学教育局長) 稲田 清助君
文部事務官(教科書局長) 稲田 清助君

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方教育委員会法案に関する請願(第七百五十一号)

一、たい風のたけ倒壊せる塩成小学校建築費國庫補助に関する請願(第七百六十二号)

一、六・三制教育制度経費全額國庫負担に関する陳情(第三百八十三号)

一、國立宮城教育大学設立に関する陳情(第三百八十七号)

第七百五十一号 昭和二十三年五月十八日受理
地方教育委員会法案に関する請願
請願者 東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内成田嘉

英外一名
紹介議員 河野武夫君
今回國會に提出される地方教育委員会法案の内容は、現在の國情特に地方財政の負担力や身分保障等教育の実情に副われない点が多いから、請願書記載の各項について配慮を煩わしたいとの請願。

第七百六十二号 昭和二十三年五月二十日受理
たい風のたけ倒壊せる塩成小学校建築費國庫補助に関する請願
請願者 愛媛縣西宇和郡三机村長 清水勇治外十六名
紹介議員 中平常太郎君
愛媛縣西宇和郡三机村塩成小学校は、縣下の最老朽建物で、昭和二十年九月たい風により倒壊し、昨年度國庫補助工事として復旧工事を完了し、雨漏をしのげるまでになつたが、昨年末のたい風に再度倒壊した。これは復旧は現下の村財政、部落民の経済状態では不可能であるから、復旧費を本年度國庫補助として計上せられたいとの請願。

第三百八十三号 昭和二十三年五月十九日受理
六・三制教育制度経費全額國庫負担に関する陳情(三件)
松江市長 小林誠一外二名
この陳情の趣旨は、第三百八十六号と同じである。

第三百八十七号 昭和二十三年五月二十日受理
國立宮城教育大学設立に関する陳情
宮城縣廳内、宮城縣町村長会長 高橋清
この陳情の趣旨は、第三百九十五号と同じである。

六月五日日本委員会に左の事件を付託された。
一、地方教育委員会法案に関する請願(二件)(第八百一十一号)
一、地方教育委員会法案に関する請願(第八百三十一号)

一、地方教育委員会法案に関する請願(第八百六十六号)
一、地方教育委員会法案に関する請願(第八百六十七号)
一、地方教育委員会法案に関する請願(第八百六十八号)
一、都立新制高等学校校區移管反対に関する請願(第八百七十七号)
一、都立新制高等学校校區移管反対に関する請願(第四百三十三号)
一、定時制高等学校に関する陳情(第四百三十八号)
一、名古屋大学新学部創設に関する陳情(第四百三十七号)

一、嚴禁私立学校復興貸付金制度存続に関する陳情(第四百二十九号)
一、新学術体制立案に関する陳情(第四百三十七号)
一、地方教育委員会法案に関する陳情(第四百四十二号)
第八百一十一号 昭和二十三年五月二十五日受理
地方教育委員会法案に関する請願(二件)
請願者 愛媛縣周桑郡中川村近藤正外十五名
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第八百三十一号 昭和二十三年五月二十六日受理
地方教育委員会法案に関する請願
請願者 長野縣上高井郡小布施村横町、市川孝一外一万二千四百九十九名
紹介議員 藤田芳雄君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第八百六十六号 昭和二十三年五月二十九日受理
地方教育委員会法案に関する請願
請願者 佐賀縣藤津郡町分石井ヨシコ外二百五十五名
紹介議員 鈴木憲一君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第八百六十七号 昭和二十三年五月二十九日受理
地方教育委員会法案に関する請願
請願者 京都市上京区西山寺町西村直一外三千四百九十九名
紹介議員 佐々木良作君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第八百六十八号 昭和二十三年五月二十九日受理
地方教育委員会法案に関する請願
請願者 長野縣下伊那郡龍上村上川路 長沼保治外三万二千七百七十九名
紹介議員 栗山良夫君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第八百七十七号 昭和二十三年五月二十九日受理
都立新制高等学校校區移管反対に関する請願
請願者 東京都品川区南品川五ノ一六〇 福澤正二外千八百九十九名
紹介議員 岩間正男君
國會提出予定の教育委員会法案によると、都立新制高等学校を区に移管することになる由であるが、これが決定す

ことになると、都立新制高等学校を区に移管することになる由であるが、これが決定す

左藤 義彦君
中山 壽彦君
木内キヨウ君
各項について配慮を煩わしたいとの請願。
願。(第八百三十一号)

一、地方教育委員会法案に関する請願(第八百三十一号)

この請願の趣旨は、第五百五十二号と同一、都立新制高等学校を区に移管することになる由であるが、これが決定する

れば請願書記載の欠点及び矛盾を生ずるので、同委員会の単位を最少数限度六大都市府縣に止められたいとの請願。

第四百十三号 昭和二十三年五月二十四日受理
都立新制高等学校区移管反対に関する陳情
東京都目黒区上目黒八都立第三女子高等学校内 濱口美佐穂外二名

都立新制高等学校の区移管は、小中学校の義務教育も充分に行えない区財政の現状では、教育均等の不平等と質の低下をきたす虞があるから、区移管を中止されたいとの陳情。

第四百十八号 昭和二十三年五月二十四日受理
定時制高等学校に関する陳情
長野縣下伊那郡河野青年学校内 中村敏子外五名

この陳情の趣旨は、第七号と同じである。

第四百二十二号 昭和二十三年五月二十五日受理
名古屋大学新学部創設に関する陳情
名古屋市長古屋経済専門学校の校長 野本第之助外五十四名

名古屋経済専門学校の、文部当局が名古屋大学に法経、文三学部創設することにて、合流することに決意を固めたが、先般当局は法文学部一本の案を提示されたが、これ一本のみではわれわれの期待するところを實現できないから、今年度は経済学部独立を條件として、今年度は経済学部を主体とする法経学部及び文学部の二学部を創設されるよう具体的な措置を講ぜられた

第五部 文教委員会会議録第二号 昭和二十三年六月十五日

いとの陳情。

第四百二十九号 昭和二十三年五月二十五日受理
戦災私立学校復興貸付金制度存続に関する陳情
大阪府下における戦災の私立高等学校(新制)は三十校であるが、現下インフレーションはわれわれの復興建築を断念させる結果となつた、このとき一昨年度から、戦災私立学校復興貸付金制度が実施せられ、復興されつつあるが、結局この貸付金が唯一無二の財源として期待してやまないところであるから、本年度もこの制度を存続され、相当額の予算を計上せられたいとの陳情。

第四百三十七号 昭和二十三年五月二十六日受理
新学術体制立案に関する陳情
東京都台東区北野公園帝國學士院会館、学術体制刷新委員会内 兼重寛九郎

全學科學者の民主的選出によつて組織され、わが國の平和的復興、人類社會の福祉並びに世界學術の進歩に寄與することのできる新學術体制の立案、企画を目的として発足した學術体制刷新委員会は前述の目的達成のため陳情書記載の「日本學術會議法草案」を立案議決したから、速かに立法化されて、運用の万全を図られたいとの陳情。

第四百四十二号 昭和二十三年五月二十八日受理
地方教育委員会法案に関する陳情(六十八件)

岩手縣九戸郡戸田村宇堂口小学校内 野場多次郎外七百十四名
今回國會に提出される地方委員會法案の内容は、現在の國情特に地方財政の負担力や身分保障等教育界の事情に關われない点が多いから、陳情書記載の各項について配慮を煩わしたいとの陳情。

六月十日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
一、教科書の発行に関する臨時措置法案(予第百六十号)
一、日本學術會議法案(予第百三十号)

教科書の発行に関する臨時措置法案
教科書の発行に関する臨時措置法案
第一條 この法律は、現在の經濟事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確實にし、適正な價格を維持して、學校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二條 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる學校において、教科課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる兒童又は生徒用圖書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作權を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三條 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名、住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2 著作者及び発行者が法人その他の團體であるときは、團體名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條 発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目、文部大臣に届け出なければならない。

第五條 都道府縣知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示會を開かなければならない。

2 教科書展示會に關しては、省令をもつてその基準を定める。

第六條 文部大臣は、第四條の届出に基づき目録を作成し、都道府縣知事にこれを送附するものとする。

2 都道府縣知事は、前項の目録を当該都道府縣の区域内にある第二條第一項に規定する學校に、配付するものとする。

3 発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を前條の教科書展示會に出品することができ、第七條 國立の學校の長は、教科書の需要数を、都道府縣知事に報告しなければならない。

2 都道府縣知事は、都道府縣内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第九條 文部大臣は、左の各号の一に當る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に發行の指示を行うことができる。
一、需要数が教科書の發行に不十分なとき。
二、発行者の事業能力、信用狀態が教科書の發行に不適当と認められるとき。
三、発行者が文部大臣の指示した發行を引き受けなないとき。
四、第十四條又は第十五條の規定により發行の指示の全部又は一部を取り消したとき。
第十條 發行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を發行する義務を負う。
2 発行者は、教科書を各學校に供給するまで、發行の責任を負うものとする。
3 文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の狀況を調査することができ、
第十一條 教科書の定價は、文部大臣の認可を経なければならない。
第十二條 発行者は、發行の指示を受けた日から十五日以内に、發行部数に應じて定價の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならない。
第十三條 保証金は、第十條の義務

を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十四條 第十條第一項の義務に違反する行為があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條 第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條 発行者において、第十條第一項の義務に違反する行為があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰属せしめることができる。

第十七條 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

日本學術會議法案

日本學術會議法

日本學術會議は、科学が文化國家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが國の平和的復興、人類社會の福祉に貢献し、世界の學界と提携して學術の進歩に寄與することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により日本學術會議を設立し、この法律を日本學術會議法と称する。

第二條 日本學術會議は、内閣總理大臣の所轄とする。

第三條 日本學術會議に關する経費は、國庫の負担とする。

第四條 日本學術會議は、わが國の科学者の内外に對する代表機關として、科学の向上發達を圖り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限
第三條 日本學術會議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に關する重要事項を審議し、その実現を図ること。
二 科学に關する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四條 政府は、左の事項について、日本學術會議に諮問することができる。
一 科学に關する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に關する予算編成の方針
三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
四 その他日本學術會議に諮問することと適當と認める事項

第五條 日本學術會議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の發達に關する方策
二 科学に關する研究成果の活用に關する方策

三 科学研究者の養成に關する方策
四 科学を行政に反映させる方策
五 科学を産業及び國民生活に浸透させる方策
六 その他日本學術會議の目的遂行に適當な事項

第六條 政府は、日本學術會議の求に應じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることが出来る。

第三章 組織
第七條 日本學術會議は、選挙された二百十人の日本學術會議會員（以下會員といふ）をもつて、これを組織する。

一 會員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。
二 會員には、手当を支給することができる。

第八條 日本學術會議に、會長一人及び副會長二人を置く。
二 會長は、會員のうちから、會員の互選によつて、これを定める。

三 副會長は、人文科学部門及び自然科学部門に屬する會員のうちから、それぞれ一人を全部の會員の互選によつて定める。
四 會長及び副會長の任期は、會員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。

五 會長又は副會長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。

第九條 會長は、会務を総理し、日本學術會議を代表する。

二 副會長は、會長を補佐し、會長に事故があるときは、會長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十條 日本學術會議に、左の区分により、左の七部を置く。

人文科学部門
第一部（文学、哲学、史学）
第二部（法律学、政治学）
第三部（経済学、商学）
自然科学部門
第四部（理学）
第五部（工学）
第六部（農学）
第七部（医学、歯学、薬学）

第十一條 會員は、前條に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は、それぞれ三十人とする。

二 各部の定員は、別表の定めるところにより、これを全國区定員と地方区定員とに、全國区定員は、これを専門別定員と専門にかかわらない定員とに分ける。

三 地方区定員は、各地方区において選出された會員の一人ずつで、選出されるものとする。

第十二條 各部に、部長及び副部長各一人並びに幹事二人を置き、その部に屬する會員の互選によつて、これを定める。

第十三條 部長、副部長及び幹事については、これを準用する。

第十四條 部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第十五條 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十六條 日本學術會議に、その運営に關する事項を審議させるため、運営審議會を置く。

二 運営審議會は、會長、副會長、部長、副部長及び幹事をもつて、これを組織する。

第十五條 日本學術會議に、常置又は臨時の委員會を置くことができる。

二 前項の委員會の委員には、手当を支給することができる。

第十六條 日本學術會議に、事務局を置き、日本學術會議に關する事務を處理させる。

二 事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所要の要員を置く。

三 前項の職員中、局長並びに一級及び二級の官吏の任免は、會長の申出を考慮して、内閣總理大臣がこれを行い、三級官吏以下の任免は、局長がこれを行う。

第十七條 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、會員の選挙権及び被選挙権を有する。
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学卒業後二年以上の者
二 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校、旧師範教育令（昭和十八年勅令第九十九号）による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者
三 その他研究歴五年以上の者

二 前項の科学者は、科学又は技術の研究若しくは業績報告又はこれに代るべき所屬の学会若しくは研究機關の責

くは業績報告又はこれに代るべき
所屬の学会若しくは研究機關の責

第二十三條 総会は、会員の二分一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

第二十八條 会長は、総会の議決

學術体制刷新委員会委員長が、

應用化學

{ 19 }

前項但書に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務は、

附則
この法律は、公布の日から、これ

三十一日受理
地方教育委員会法案に関する請願

新制大学の科目中に書道科を設置することに関する請願

紹介議員
久松定武君
行信外四十一名

この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第九百五十三号 昭和二十三年六月五日受理

地方教育委員会法案に関する請願（二件）

請願者 岩手縣紫波郡水分村大字小屋敷十三地割 菊池うめ子外一名

紹介議員 岩間正男君
この請願の趣旨は、第七百五十一号と同じである。

第四百七十号 昭和二十三年六月四日受理

神社を並びよりと改める法律制定に関する陳情

東京都豊島区椎名町六ノ二二七七日本神道研究会内 青山孜

古からわが國では政府又はこれに代る支配者が人間を神として祭り迷信を確立したといわれているが、人間の神が信仰の自由を妨げ、軍國化し、封建化し、又眞の神の出現をさえぎり、敗戦日本の再建を阻害している上、この神は世界に通用しないから、この人間の神はびよりに祭られるべきであるから、政府においてこの迷信の根源をなし、文化國家にふさわしくない神社を並びよりと改める法律を制定せられたとの陳情。

第四百八十二号 昭和二十三年六月五日受理

地方教育委員会法案に関する陳情（三十九件）

佐賀縣三養基郡三川村字松枝、大坪武人外一万六千二百一名

この陳情の趣旨は、第四百四十二号と同じである。

第四百八十六号 昭和二十三年六月五日受理

九州大学理学部石炭地質学講座開設促進に関する陳情

東京都千代田区三年町一石炭廳内石炭増産協力会長 伊藤卯四郎

將來、新炭田の開発が海底探掘、深部探掘へ移行する傾向があるので石炭地質学の重要性は今後更に増加する情勢にあるから、今回九州大学において企図している石炭地質学講座を早急に実施されたいとの陳情。

第五部 文教委員會會議錄第二号 昭和二十三年六月十五日【參議院】

一二

第五部

昭和二十三年八月六日印刷

昭和二十三年八月七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(三四四)